解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

高知市南御座一番二六号

財団法人高知県食鳥検査センター

代表清算人　堀川　俊一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月十五日付東京都告示第四百四十二号により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

東京都荒川区南千住五丁目三七番三号

南千住西口駅前地区市街地再開発組合

代表清算人　兵頭　正智

代表取締役　兵頭技建株式会社

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

静岡県周智郡森町睦実二〇六番地

社団法人睦実報徳社

代表清算人　相羽　恒雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十三日開催の臨時総会の議決及び平成二十四年三月一日三重県知事の承認により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

三重県度会郡南伊勢町古和浦一四七番地二

財団法人古和浦公民館

代表清算人　磯崎　嘉美

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十四年二月二十九日をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

沖縄県浦添市牧港二丁目四六番一二―五〇三号メディカルプラザ牧港　医療法人響会

清算人　伊波須万子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市宮内三〇二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　二階堂　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

山形県東置賜郡高畠町大字相森八一番地の八

相続財産管理人　司法書士　髙橋　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市本町一丁目一一番地、最後の住所群馬県前橋市天川大島町二〇八番地一〇　被相続人　亡　植村　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

群馬県高崎市上中居町七四八番地三

相続財産管理人　福山　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市南街二丁目三八番地六、最後の住所埼玉県飯能市大字中山四四七番地一〇　被相続人　亡　柳川　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市白幡一六四〇番地、最後の住所千葉県山武郡横芝光町坂田池二一〇番地一　養護老人ホーム坂田苑　被相続人　亡　佐藤　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五　京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯川　芳朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井五丁目四六二〇番地、最後の住所栃木県那須塩原市埼玉八番地市営稲村団地四三三号　被相続人　亡　田淵　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号建設会館ビル六階ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市大原九二一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　初恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

千葉県長生郡一宮町一宮九九〇六番地二〇一号室　神定法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神定　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市小坂八九六番地、最後の住所神奈川県川崎市多摩区中野島二丁目五番一〇―五〇一号　被相続人　亡　本田　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

川崎市川崎区駅前本町一〇番五号クリエ川崎一一階　川崎つばさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　保徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市岩田五番、最後の住所三重県津市野田二〇五九番地　被相続人　亡　稲増久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月三日

三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　夏美

第13期決算公告

平成24年4月3日　東京都千代田区大手町二丁目2番1号

ハイドロアルミニウム・ジャパン株式会社

代表取締役　ドクター・フォルカー・シュトゥッツ

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	917	流動負債	189
固定資産	53	（賞与引当金）	(4)
有形固定資産	16	固定負債	6
無形固定資産	19	退職給付引当金	6
投資その他の資産	17	株主資本	774
		資本金	100
		資本剰余金	124
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	99
		利益剰余金	550
		その他利益剰余金	550
		（うち当期純利益）	(102)
資産合計	970	負債・純資産合計	970